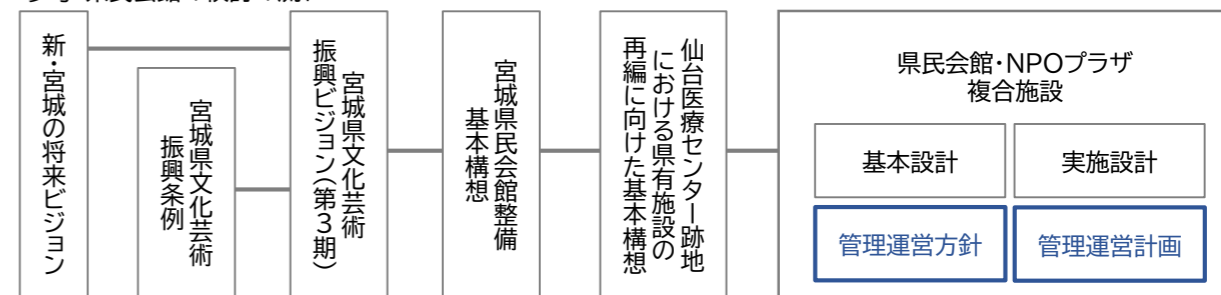


第1章 はじめに

宮城県では、令和2年3月に「県有施設等の再編に関する基本方針」を策定し、宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザについては「仙台医療センター跡地に移転集約する」ことを決定しました。その後、令和3年3月に「仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想」を策定し、宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザ複合施設の理念及び方針、整備や運営の考え方を整理しました。

宮城県民会館と宮城県民間非営利活動プラザの複合化により、互いの機能を確保しつつ、文化芸術やNPOの関係者をはじめとした様々な分野の個人・団体の連携・協働を創出し、より効果的な活動が促進されることが期待されます。

<参考：県民会館の検討の流れ>



第2章 宮城県民会館

I. 基本コンセプト

◆基本理念

■アート×エンタテインメント×テクノロジー

- ・東北最高峰の文化芸術拠点として様々な芸術体験を展開する
- ・空間、演者・観客、テクノロジーの相互作用による、新しいエンタテインメントの発信に寄与する

■人材育成×活動支援×地域連携

- ・文化施設人材育成拠点として県内文化力のボトムアップを目指す
- ・県内文化芸術団体・文化施設などと連携し、県民が等しく文化芸術を創造・発信・享受・活用できる拠点を創出する

(令和2年 宮城県民会館整備基本構想から抜粋)



◆運営の基本コンセプト

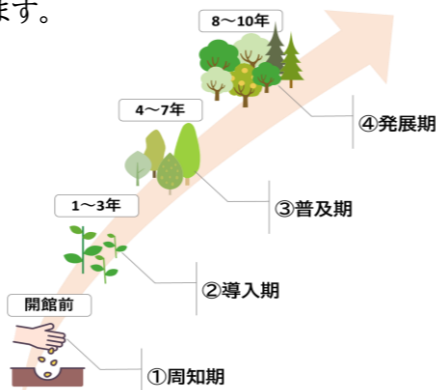
そこにしかない文化を創造し、共に育み、豊かな暮らしを次代につなげる

新県民会館は、県の文化芸術中心拠点として、また、東北最高峰の文化芸術拠点を目指して、裾野拡大と県内文化芸術環境の向上を両輪で進めていきます。さらに、県立の公共施設として、文化芸術にアクセスしにくい人々や地域へ主体的に働きかけ、それらの活動や連携を支援し、以下3つの視点から県内の文化力の底上げを図ります。

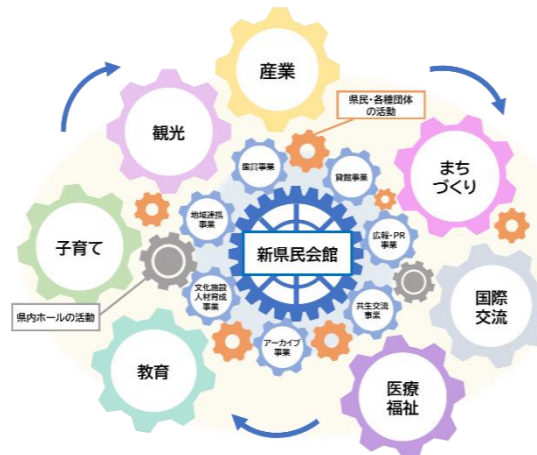
視点① みせる 開かれた劇場を目指して、様々な魅力あるプログラムを提供する

視点② 育てる 多様な発見と体験の機会を提供し、次代を担う人材を育成する

視点③ 広げる 複合施設の機能を活かし、交流・連携・共創・継承の活動を広げる



<新県民会館を原動力とした活動の波及イメージ>



◆運営計画の展望

開館後10年までを一つの区切りとし、基本コンセプトの体现、また、県全域における文化芸術環境の充実を図ります。開館前後を「周知期」「導入期」と位置付け、プレ事業などの各種広報活動を行うほか、利用者に新しい施設の使い方を示すことで貸館の利用拡大に繋がります。開館4年目以降を「普及期」「発展期」とし、これまでの取組を継続しながら企画・運営のノウハウを蓄積・継承し、施設間ネットワークを活用して様々な取組を進めます。

II. 事業計画

◆基本的な考え方

運営の基本コンセプトで示した3つの視点を柱に、県民が文化芸術に触れる機会を提供すると同時に、長期的な視点に立った人材育成や地域連携の取組を通して、県内の文化力の底上げを目指します。そして、新県民会館が起点となり、文化芸術を通して教育、医療福祉、観光など他分野まで活動が波及していくことで、県全体の活性化に繋がっていきます。

◆事業の定義と分類

基本コンセプトを体现するため、これまで以上に主体性と専門性を持ちながら事業を展開します。貸館事業についても重要な事業の一部と考え、施設利用拡大・利用者の利便性向上を目指します。そして、「みせる」「育てる」「広げる」の3視点から自主事業と貸館事業の両輪で以下の事業を展開し、基本コンセプトの実現を目指します。

事業区分		定義	事業分類
自主事業	主催事業	県の文化振興の一翼を担うため、運営者が自ら企画して行う事業	鑑賞事業<みせる>
	共催事業	複数の団体・機関が共同主催者となり、公演のコストやリスクを分担しながら実施する事業(共同企画・共同制作など)	文化施設人材育成事業<育てる>
	優先貸館事業	これまでにない多様な鑑賞機会を提供するため、施設から積極的に営業し、先行受付などの制度を設けて公演を誘致する事業	文化活動推進事業<育てる・広げる>
貸館事業	一般貸館事業	プロモーターや文化団体等に施設を貸し出し、県民の鑑賞機会や活動機会を提供する事業	共生交流事業<育てる・広げる>
			アーカイブ事業<みせる・広げる>
			広報・PR事業<広げる>

◆想定する事業展開

①大ホール

国内外の著名アーティストによるポピュラー音楽や、オペラ、バレエ、ミュージカルをはじめとした各種公演及び大会・集会利用を想定し、上演形態の進化にも対応した多目的ホールとします。

②スタジオシアター

演劇公演に適した形状を基本としながら、1階客席に可変装置を導入することにより、平土間形式へ変更することが可能であり、音楽ライブやダンスパフォーマンス、最新技術を用いたアート展など、多様な表現芸術に対応します。

③スタジオ

県民の活動拠点として、日常的な練習や稽古、小規模な発表会・展示会の場、各種ワークショップや、作品制作の場のほか、大ホール公演のリハーサル室としての利用や小規模公演も想定し、多様な利用形態に対応します。

④ギャラリー

絵画や写真、彫刻等の作品展示のほか、これらと映像や音楽を組み合わせた作品など、先端技術を活用した次世代作品の展示にも対応します。

⑤その他

開かれた劇場として、ホールや諸室以外の共用スペースも有効活用し、自主事業、貸館事業ともに多様な使い方による賑わいを創出します。また、県内他施設と連携したアウトリーチ事業や各種人材育成事業も行います。

◆プレ事業・オープニング事業等の方針

新県民会館の整備を広く県民に周知すると同時に、これまで文化芸術に関心の低かった方々にも期待感を持っていただけるようプレ事業の実施を検討します。また、開館から一定期間を「オープニング期間」と位置づけ、様々なイベントを通して各機能の使い方を周知し、施設の利用促進に繋がります。

Ⅲ. 広報宣伝計画

①施設整備概要・運営方針の周知、②施設の知名度向上、③貸館利用促進、④施設へのアクセシビリティ向上を基本的な考え方とし、幅広い世代に情報が届く広報宣伝計画を検討します。

Ⅳ. 組織計画

◆運営主体のあり方について

①県との連携、②県内市町村、文化施設、文化団体等との連携、③国内の文化施設等との連携、④新県民会館のスムーズな開館に適應できる組織の4点を運営主体に求める要件とします。なお、ホール機能を有する複合文化施設という特色を鑑み、また、施設の設置効果の最大化を図るため、指定管理者制度を導入します。

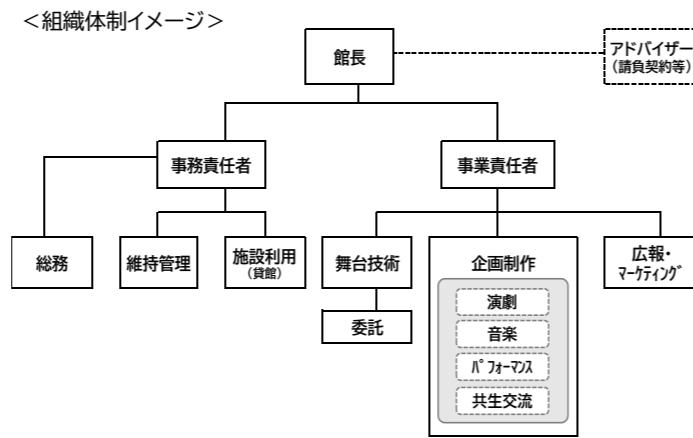
◆指定管理者の選定

県の文化政策との連携を図ることができ、また、県民会館の運営で培ってきた経験や構築してきたネットワークを有することから、公益財団法人宮城県文化振興財団を非公募で開館当初の指定管理者に選定することを決めました。

◆組織体制イメージ

組織体制イメージは右図の通りです。施設を有効活用し、事業を円滑に推進するためには部門間の連携が重要と考えます。

部門間の連携・調整役は、対外的な業務が多く、客観的な視点を備える広報・マーケティング部門が担うことを想定します。



職能・部門	主な業務内容等
館長	芸術面だけでなく、施設管理や経営に関する見識を持つ劇場運営全般の最高責任者
アドバイザー	年に数回の会議や必要に応じた意見交換を通して施設運営や事業に関する助言を行う外部有識者
施設利用	施設の窓口として、プロモーターや県民団体等への貸出し業務を行う部門であり、利用者とコミュニケーションを取りながら施設サービスを提供する
舞台技術	舞台機構、照明、音響、映像等の操作や日常管理、利用者への技術アドバイス等を行い、自主事業時はデザインやオペレーション等を担う
企画制作	アソシエイト・ディレクターとともに企画・制作を担う部門であり、舞台芸術を中心としたプロデュースの知識・経験を活かしながら独自性ある事業を展開する
	アソシエイト・ディレクター
広報・マーケティング	広報業務のほか、マーケティング業務や施設の利用促進及び外部資金調達のための営業を行う

◆必要な職員数の想定

職員数については、同規模施設の状況や近年の働き方改革に配慮しながら検討を行います。開館時点の事業規模・内容や運営方針に基づいた体制で施設運営をスタートさせ、その後、施設の稼働率や事業の実施状況に応じて段階的に人員の増強を図ります。

V. 施設利用計画

施設利用計画においては、「利用者が使いやすい施設」となるよう検討を進めます。なお、規則・利用料金の検討にあたっては、類似大規模施設及び仙台市内施設を参考とします。

<施設利用計画の検討事項>

有償貸出しする施設	大ホール/スタジオシアター/スタジオ/ギャラリー/交流ひろば/アトリエ/練習室/会議室/和室/屋外展示エリア/芝生広場/託児室/駐車場
利用規則の検討項目	休館日/開館時間/貸出区分・時間設定/申込開始時期/利用決定方法/連続利用日数
利用料金の検討項目	基本料金/附属設備利用料金/冷暖房利用料金/附属駐車場

Ⅵ. 収支計画

◆収支試算

①運営コストの削減、②運営主体への明確な要求水準の作成、③外部資金の獲得を基本的な考え方とし、健全な施設運営が維持できる収支計画を検討します。

<収支構造イメージ>

収入	施設貸館料収入	指定管理費	自主事業入場料収入	その他の収入	
	施設・備品の貸出料金	運営管理に係る総経費から施設貸館料収入および自主事業入場料収入・その他の収入を差し引いた金額	チケット代・参加料等	国の機関、民間企業等からの補助金、助成金等	
支出	維持管理費				事業費
	人件費	管理費	光熱費	事務費	
職員給与等	設備点検、清掃、警備等の費用	電気、水道、ガス等の使用料	通信費、消耗品費等	小規模修繕の費用	自主事業経費

Ⅶ. 運営評価

現県民会館は、指定管理者の自己評価と所管課評価により分析を行っています。観客アンケート調査、インタビュー調査など独自の事業評価や第三者評価制度の導入など他事例を参考にしながら、職員の意識向上や運営改善に反映できる評価方法を検討します。

Ⅷ. その他運営に関する留意点

◆中長期修繕について

計画的に更新時期・費用等を整理し、必要経費の予測と平準化を行います。機器の進化を反映し、利用者ニーズ等の向上に繋がる計画を検討します。

◆インクルーシブ対応

県立施設として、日常的に県民会館を利用している方だけでなく、様々な理由で文化芸術に触れる機会の無い県民にも配慮した運営を行います。

◆DX時代への対応

職員の在宅勤務など、DX時代に対応した柔軟な勤務体制を検討します。また、オンライン配信等に対応したインフラ整備、管理体制を検討します。

第3章 宮城県民間非営利活動プラザ

I. 基本コンセプト

◆管理運営の基本方針

多様な主体と世代を結び、地域づくりの新たな可能性を広げる交流と活力の創造

新みやぎNPOプラザでは、県内のNPOの活動等の一層の促進のため、以下6項目を基本的な考えて方として取り組んでいきます。

- 誰もが利用しやすい管理・運営(関心層の拡大)
- NPO活動の促進・NPOの自立支援の中核的機能
- NPO間の交流の促進
- NPO情報の収集と発信
- NPOと多様な主体をつなぐ
- 多彩で魅力ある自主事業の展開

Ⅱ. 事業計画

管理運営の基本方針に基づき、次のとおりの事業を展開していきます。

事業分類	内容
民間非営利活動促進事業	NPOの活動に係る情報収集や相談、調査、研究、交流推進等
自主事業	新たに地域づくり活動を促進できる取組を検討
開館準備事業	県内市町村との地域づくり活動の基盤強化やイベントの開催等
広報事業	みやぎNPO情報ネット、メルマガ、広報誌等多様な広報媒体を活用

Ⅲ. 組織計画

指定管理者制度による管理を原則としますが、部分的な業務については、県の承認を得て専門の事業者に委託できるものとします。

Ⅳ. 施設利用計画

諸室の貸出方法については、県との協議の上、指定管理者において決定できることとします。利用規則については、現状をベースに新県民会館の設定等を踏まえて検討します。

Ⅴ. 収支計画

施設の利用促進や積極的な自主事業の展開に努め、会議室等の利用料金収入や、自主事業収入の確保など、安定的な施設管理を維持できる収支計画を目指します。

Ⅵ. 運営評価

現みやぎNPOプラザでは、自己評価と所管課評価により分析を行っているほか、運営評議会にて幅広い意見を反映しています。新NPOプラザにおいても、事業や運営状況等の評価に積極的に取り組み、運営の改善に反映できる仕組みづくりに務めます。

開館までのスケジュール

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
施設整備	基本・実施設計		発注準備	建設工事			
県民会館	管理運営方針・計画策定		開館準備・プレ事業		▼条例制定	▼運営主体決定	▼利用受付開始
NPOプラザ	管理運営方針・計画策定		条例改正・開館準備・プレ事業		▼運営主体選定開始		次期基本計画策定

開館(予定)